令和4年流山市議会第2回定例会議案

6月2日招集流山市

目 次

- 27 専決処分の承認を求めることについて (令和4年度流山市一般会計補正予算 (第1号))
- 28 専決処分の承認を求めることについて (令和4年度流山市一般会計補正予算 (第2号))
- 29 令和4年度流山市一般会計補正予算(第3号)
- 30 流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 1 専決処分の承認を求めることについて(流山市税条例等の一部を 改正する条例)
- 32 専決処分の承認を求めることについて (流山市都市計画税条例の 一部を改正する条例)
- 33 財産の取得について(水槽付消防ポンプ自動車(CD-Ⅰ型))
- 34 財産の取得について(高規格救急自動車)
- 35 工事請負契約の締結について(中央消防署移転に伴う造成工事)
- 3 6 流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 37 流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一 部を改正する条例の制定について
- 38 流山市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 39 市道路線の認定について
- 40 市道路線の廃止について
 - 4 継続費繰越計算書について(一般会計)
 - 5 繰越明許費繰越計算書について (一般会計)
 - 6 事故繰越し繰越計算書について(一般会計)
 - 7 繰越明許費繰越計算書について(土地区画整理事業特別会計)
 - 8 繰越計算書について(水道事業会計)
 - 9 繰越計算書について(下水道事業会計)

- 10 専決処分の報告について
- 11 専決処分の報告について
- 12 専決処分の報告について

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年6月2日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給、新型コロナウイルス感染症の拡大により自宅療養者が増加したことに伴う配食及び日用品の配達並びに新型コロナウイルスワクチンの若い世代の3回目接種率向上に向けた集団接種会場の設置及び4回目の接種体制の確保に係る費用について、特に緊急を要したため、令和4年4月14日付けで令和4年度流山市一般会計補正予算(第1号)について専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

令和4年度流山市一般会計補正予算(第1号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和4年4月14日

流山市長 井 崎 義 治

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年6月2日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等を支援するため、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を給付するに当たり、特に緊急を要したため、令和4年5月19日付けで令和4年度流山市一般会計補正予算(第2号)について専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

令和4年度流山市一般会計補正予算(第2号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和4年5月19日

流山市長 井 崎 義 治

流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について 流山市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。 令和4年6月2日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第48号)による長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)の一部改正に伴い、良質な既存住宅を長期優良住宅として認定する制度が創設されることから、当該制度に係る事務の手数料を追加するためである。

流山市手数料条例の一部を改正する条例

流山市手数料条例(平成12年流山市条例第1号)の一部を次のよう に改正する。

別表第10の1の項中「この項」を「この表」に改める。

別表第10中5の項を7の項とし、4の項を6の項とし、3の項を5の項とし、2の項を3の項とし、同項の次に次のように加える。

4 長期優良住宅の普及の促進に関 1件につきこの表の2の項 する法律第8条第1項の規定によ に掲げる区分に応じた長期 る長期優良住宅維持保全計画の変 優良住宅維持保全計画認定 更認定の申請に対する審査 申請に係る手数料の額(共

別表第10の1の項の次に次のように加える。

2 長期	申請に係	一戸建ての住	1件につき13,000円
優良住	る長期優	宅	
宅の普	良住宅維	共同住宅等	1件につき25,000円
及の促	持保全計	で、建築物	
進に関	画が、登	全体の住戸の	
する法	録住宅性	数が5戸以内	
律第5	能評価機	のもの	
条第 6	関により	共同住宅等	1件につき42,000円
項又は	認定基準	で、建築物	
第7項	に適合し	全体の住戸の	
の規定	ていると	数が5戸を超	

による	確認され	え、10戸以	
長期優	たもので	内のもの	
良住宅	ある場合	共同住宅等	1件につき66,000円
維持保		で、建築物	
全計画		全体の住戸の	
の認定		数が10戸を	
の申請		超え、25戸	
(以下		以内のもの	
「長期		共同住宅等	1件につき115,000円
優良住		で、建築物	
宅維持		全体の住戸の	
保全計		数が25戸を	
画認定		超え、50戸	
申請」		以内のもの	
とい		共同住宅等	1件につき188,000円
う。)		で、建築物	
に対す		全体の住戸の	
る審査		数が50戸を	
		超え、100	
		戸以内のもの	
		共同住宅等	1件につき314,000円
		で、建築物	
		全体の住戸の	
		数が100戸	
		を超え、200	
		戸以内のもの	
		共同住宅等	1件につき391,000円
		で、建築物	
		全体の住戸の	
		数が200戸	
		を超え、300	
		戸以内のもの	

1	共同住宅等	1件につき429,000円
	で、建築物	
	全体の住戸の	
	数が300戸	
	を超えるもの	
申請に係	一戸建ての住	1件につき66,000円
る長期優	宅	
良住宅維	共同住宅等	1件につき161,000円
持保全計	で、建築物	
画が、登	全体の住戸の	
録住宅性	数が5戸以内	
能 評 価 機	のもの	
関により	共同住宅等	1件につき260,000円
認定基準	で、建築物	
に 適 合 し	全体の住戸の	
ていると	数が5戸を超	
確認され	え、10戸以	
たもの以	内のもの	
外のもの	共同住宅等	1件につき514,000円
である場	で、建築物	
合	全体の住戸の	
	数が10戸を	
	超え、25戸	
	以内のもの	
	共同住宅等	1件につき935,000円
	で、建築物	
	全体の住戸の	
	数が25戸を	
	超え、50戸	
	以内のもの	
	共同住宅等	1件につき1,629,000
	で、建築物	円

全体の住戸の	
数が50戸を	
超え、100	
戸以内のもの	
共同住宅等	1件につき3,017,000
で、建築物	円
全体の住戸の	
数が100戸	
を超え、200	
戸以内のもの	
共同住宅等	1件につき4,321,000
で、建築物	円
全体の住戸の	
数が200戸	
を超え、300	
戸以内のもの	
共同住宅等	1件につき5,290,000
で、建築物	円
全体の住戸の	
数が300戸	
を超えるもの	

別表第10の摘要3中「2の項」を「3の項」に改め、同表摘要3を 同表摘要4とし、同表摘要2を同表摘要3とし、同表摘要1の次に次の ように加える。

摘要2 共同住宅等の長期優良住宅維持保全計画認定申請(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項の規定によるものに限る。)に係る手数料の額は、この表の2の項に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に応じた手数料の額を認定申請対象住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第 31 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年6月2日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)が 令和4年3月31日に公布され、同年4月1日等をもって施行 されたことに伴い、令和4年度以後の市民税及び固定資産税の 賦課等について特に緊急を要したため、令和4年3月31日付 けで専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

流山市税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法 (昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のと おり専決処分する。

令和4年3月31日

流山市長 井 崎 義 治

流山市税条例等の一部を改正する条例

(流山市税条例の一部改正)

第1条 流山市税条例(昭和26年流山市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第16条の4中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

第32条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第35条の3第1項に規定 する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他 施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る 所得の金額については、適用しない。

第32条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第35条の3第1項に規定 する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関す る事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定 株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第33条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第35条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第35条の3第2項中「附記された事項」を「付記された事項」に 改め、同条第3項中「附記し」を「付記し」に改める。

第35条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第35条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第47条の2の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2)特定配偶者の氏名

第45条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8 第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第 15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」 に改める。

第63条の2中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加え、「閲覧の手数料」を「閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料」に改める。

第63条の3中「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を、「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

附則第3条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」 に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第5条の3第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条

第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26 項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号 口」を「附則第15条第26項第1号口」に改め、同条第5項中「附 則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」 に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第 15条第26項第1号二」に改め、同条第7項中「附則第15条第 27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条 第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26 項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号 ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中 「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号 イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号口」を 「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第 15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改 め、同条第13項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第 29項」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則 第15条第33項」に改め、同条第15項中「附則第15条第35 項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第16項中「附則第 15条第46項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第5条の4第8項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第7条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)」を加える。

附則第7条の2中「地方税法等の一部を改正する法律(平成30年 法律第3号)附則第22条第1項」を「地方税法等の一部を改正する 法律(令和3年法律第7号)附則第14条第1項」に、「平成30年 度から平成32年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改 める。

附則第11条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する 特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の 配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割 の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に 係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適 用する。

附則第12条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第14条の4第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第35条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第14条の5第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第35条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第14条の5第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第22条を削る。

(流山市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 流山市税条例等の一部を改正する条例(令和3年流山市条例第 21号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち流山市税条例第35条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族 (」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除 く」を「有する者」に改める。 附則第2条第3項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第23条第2項及び第35条の3の3第1項並びに附則第1条の3第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各 号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中流山市税条例附則第7条の2の改正規定 公布の日
 - (2) 第1条中流山市税条例第35条の3の2の見出し及び同条第1項 並びに第35条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並び に同条例附則第3条の3の2第1項及び第12条の2第3項の改 正規定並びに同条例附則第22条を削る改正規定並びに第2条 (次号に掲げる改正規定を除く。)の規定並びに附則第3条第1 項及び第2項の規定 令和5年1月1日
 - (3)第1条中流山市税条例第32条第4項及び第6項、第33条の 9第1項及び第2項、第35条の2第1項ただし書及び第2項並 びに第35条の3第2項及び第3項の改正規定並びに同条例附則 第11条の3第2項、第14条の4第4項並びに第14条の5第 4項及び第6項の改正規定並びに第2条(流山市税条例等の一部 を改正する条例(令和3年流山市条例第21号)附則第2条第3 項の改正規定に限る。)の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
 - (4)第1条中流山市税条例第16条の4の改正規定、同条例第63条の2の改正規定(「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える部分を除く。)及び同条例第63条の3の改正規定(「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える部分を除く。)並びに次条並びに附則第4条第4項及び第5項の規定 令和6年4月1日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第4号に掲げる規定による改正後の流山市税条例第16条 の4(地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の4に係る 部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる 同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。 (市民税に関する経過措置)

- 第3条 第1条の規定による改正後の流山市税条例(以下「新条例」という。)第35条の3の2第1項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「2号施行日」という。)以後に支払を受けるべき第35条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、2号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の流山市税条例(次項において「旧条例」という。)第35条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 2 新条例第35条の3の3第1項の規定は、2号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第35条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、2号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第35条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の流山市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、 令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の流山市税条例附則第7条の2の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地 方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定 による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備

に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の流山市税条例第63条の2(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧について適用する。
- 5 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の流山市税条例第63条の3(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。

議案第 32 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年6月2日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)が 令和4年3月31日に公布され、同年4月1日等をもって施行 されたことに伴い、令和4年度以後の都市計画税の賦課につい て特に緊急を要したため、令和4年3月31日付けで専決処分 したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

流山市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

流山市長 井 崎 義 治

流山市都市計画税条例の一部を改正する条例

流山市都市計画税条例(昭和32年流山市条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第2項(見出しを含む。)中「附則第15条第34項」を「附則 第15条第33項」に改める。

附則第3項(見出しを含む。)中「附則第15条第35項」を「附則 第15条第34項」に改める。

附則第5項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度 分の都市計画税にあっては、100分の2.5)」を加える。

附則第10項中「地方税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第9号)附則第9条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条第1項」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第16項中「附則第6項」を「附則第5項、第6項」に、「附則 第11項の「前年度分の」を「同項の「前年度分の」に改める。

附則第17項中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第33項から第35項まで若しくは第37項から第39項まで」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項若しくは第32項から第36項まで」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第10 項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の流山市都市計画税条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。ただし、改正後の条例附則第10項の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

議案第 33 号

財産の取得について 市は、次の財産を取得する。 令和4年6月2日提出

流山市長 井 崎 義 治

1 取得する財産 水槽付消防ポンプ自動車 (CD-I型) 1台

2 取 得 目 的 消防自動車の更新

3 取 得 金 額 58,850,000円

4 取得の相手方 東京都千代田区外神田五丁目5番11号

小西ビル1階

長野ポンプ株式会社 東京営業所

所長 藤井 利男

5 契 約 方 法 指名競争入札

参考資料

水槽付消防ポンプ自動車(CD-Ⅰ型)概要

1 型 式 水槽付消防ポンプ自動車 (CD-I型)

3トン級シャシ、ハイルーフダブルキャブ

2 規 格 全長 6,100ミリメートル

全幅 1,950ミリメートル

全高 3,000ミリメートル

3 エンジン出力 110キロワット(150PS)

4 駆 動 4輪駆動方式

5 乗車人員 5名

6 主な車両装備品及び付属品

(1) 赤色警光灯

(2) 電動サイレン

(3)空気呼吸器一式

(4) 照明器具一式

(5)三連はしご

(6) カギ付きはしご

(7) ホースカー

(8) 各種ホース

(9) ホース搬送バッグ

(10) ジェットシューター

(11) フルボディハーネス

(12) 熱画像直視装置

(13) バッテリー式カッター

(14)泡消火薬剤

(15) 充電式レシプロソー

7 履行期間 議会の議決の日の翌日から令和5年2月28日まで

業 者 経 歴 表

会		社		名	長野ポンプ株式会社
代		表		者	代表取締役 長野 幸浩
自	己	資	本	額	184,576 千円 (資本金額 27,000千円)
所		在		地	本 社 石川県金沢市浅野本町口145番地
<i>[7]</i>		111.		715	営業所等 東京都千代田区外神田五丁目5番11号 小西ビル1階
主及	なび	取 扱事 業	商内	品容	(1)消防ポンプ自動車製造販売及び修理 (2)消火設備、避難設備等、消防防災設備、設計、施工 (3)消防防災用品販売 (4)消防設備保守点検
					令和2年4月期 2,847,979 千円
		か年 反売り			令和3年4月期 2,667,128 千円
	7 700 70				平 均 2,757,553 千円
					物 品 名 水槽付消防ポンプ自動車(CD-I型) 1台
					発 注 者 千葉県流山市
					契約金額 57,530,000円
					納入年月日 令和4年1月26日
					物 品 名 水槽付消防ポンプ自動車 2台
\	± 0.). J. 🖽			発 注 者 千葉県千葉市
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	去(/)	の主な販売		売実績	契約金額 121,906,100円
					納入年月日 令和4年2月9日
					物 品 名 水槽付消防ポンプ自動車(I-A型) 1台
					発 注 者 埼玉県川口市
					契約金額 67,430,000円
					納入年月日 令和4年2月14日

議案第 34 号

財産の取得について 市は、次の財産を取得する。 令和4年6月2日提出

流山市長 井 崎 義 治

- 1 取得する財産 高規格救急自動車 1台
- 2 取 得 目 的 高規格救急自動車の更新
- 3 取 得 金 額 41,800,00円
- 4 取得の相手方 神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目24番8号

こだまファンタジアビル 6階

株式会社ベルリング

代表取締役 飯野 塁

5 契 約 方 法 指名競争入札

参考資料

高規格救急自動車概要

1 型 式 高規格救急自動車用シャシ

2 規 格 全長 5,700ミリメートル

全幅 2,000ミリメートル

全高 2,600ミリメートル

3 エンジン出力 140 P S

4 駆 動 4輪駆動方式

5 乗車人員 7名

6 主な車両装備品及び付属品

(1) LED赤色警光灯

(2) モーターサイレン

(3) 心臓マッサージシステム

(4) メインストレッチャー

(5)間仕切り壁

(6) 搬送用アイソレーター

(7)酸素吸入装置

(8)自動吸引装置

(9) 高度救命処置用資機材一式

7 履行期間 議会の議決の日の翌日から令和5年2月28日まで

業 者 経 歴 表

会		社		名	株式会	会社へ	ジルリ	ング
代		表		者	代表耶	又締役	飲飯	野塁
自	己	資	本	額	30,	2 5	3千	円(資本金額 10,000千円)
所		在		地	本		社	神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目24番8号 こだまファンタジアビル6階
		取 扱事 業			消防耳 (2)	国両の 消防	販売 所資	ポンプ車・指揮車・火災調査車・救助工作車・その他 機材及び消防関連製品の販売 機材及び防災関連製品の販売
	去 2 均 販		- /-		令和2	2年5	月期	230,648 千円
		か年 夏売り			令和3	8年5	月期	674,530 千円
					平		均	452,589 千円
					物	品	名	2中央2高規格救急自動車・高度救命処置用資機材購入
					発	注	者	茨城県つくば市
				売実績	契約	的 金	額	49,830,000円
					納入	、年月	日	令和3年2月26日
過 : 	去の:	主な販	仮売実		物	品	名	救急車更新
					発	注	者	地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立こども医療センター
					契約	的 金	額	31,920,000円
					納入	、年月	日	令和4年3月31日

工事請負契約の締結について 市は、次の工事請負契約を締結する。

令和4年6月2日提出

流山市長 井 崎 義 治

1 契約の名称 中央消防署移転に伴う造成工事

2 契約の方法 一般競争入札

3 契約の金額 374,000,000円

(消費税及び地方消費税を含む。)

4 契約の相手方 流山市おおたかの森西三丁目3番地の3

イズミ・コウヨウ特定建設工事共同企業体

構成員 流山市おおたかの森西三丁目3番地の3

(代表者)株式会社イズミ

代表取締役 倉持 和幸

構成員 流山市前ケ崎388番地の1

株式会社コウヨウ

代表取締役 大藤 瑠介

中央消防署移転に伴う造成工事概要

- 1 工事場所 流山市大畔413番1ほか
- 2 工事概要等
- (1) 工事件名 中央消防署移転に伴う造成工事
- (2)概要
 - ア基盤整備一式
 - イ 掘削工 V = 17, 000立方メートル
 - ウ 盛土工 V = 470 立方メートル
 - 工 構造物撤去工一式
 - オ 間知ブロック積み擁壁($H = 5.0 \sim 2.0$ 型) L = 157メートル
 - カ 現場打擁壁 $(H = 1.0 \sim 3.0 型)$ L = 88メートル
- 3 工 期 議会の議決の日の翌日から令和5年6月30日まで
- 4 設 計 東京都千代田区九段南四丁目 6 番 1 2 号 株式会社石本建築事務所 東京オフィス
- 5 施 工 流山市おおたかの森西三丁目3番地の3 イズミ・コウヨウ特定建設工事共同企業体
- 6 工 事 費 374,000,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)

入札金額 340,000円(税抜) 請負代金額 374,000円(税込)《消費税率10%》 うち取引に係る (34,000円)

消費税及び地方消費税の額

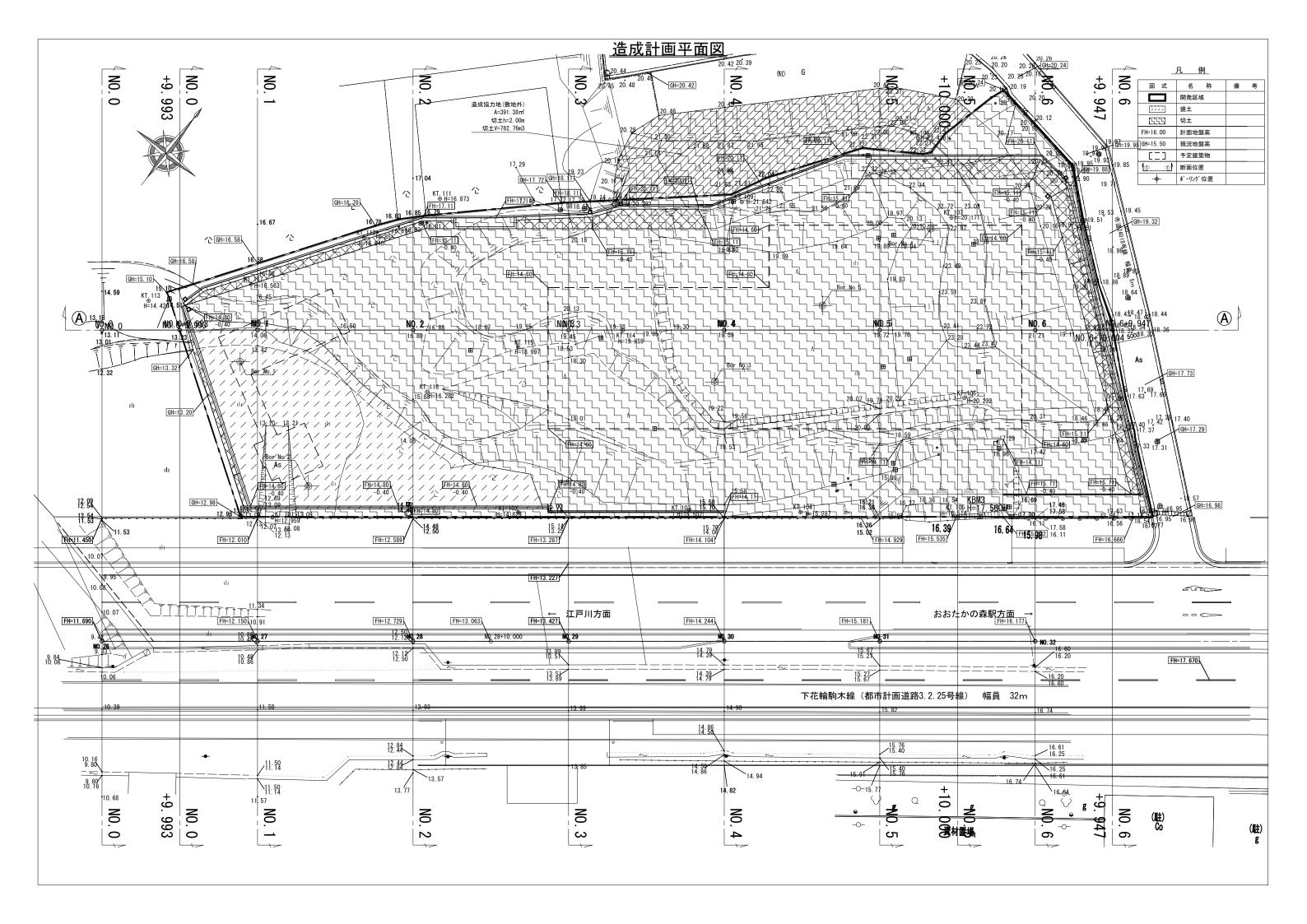
業 者 経 歴 表

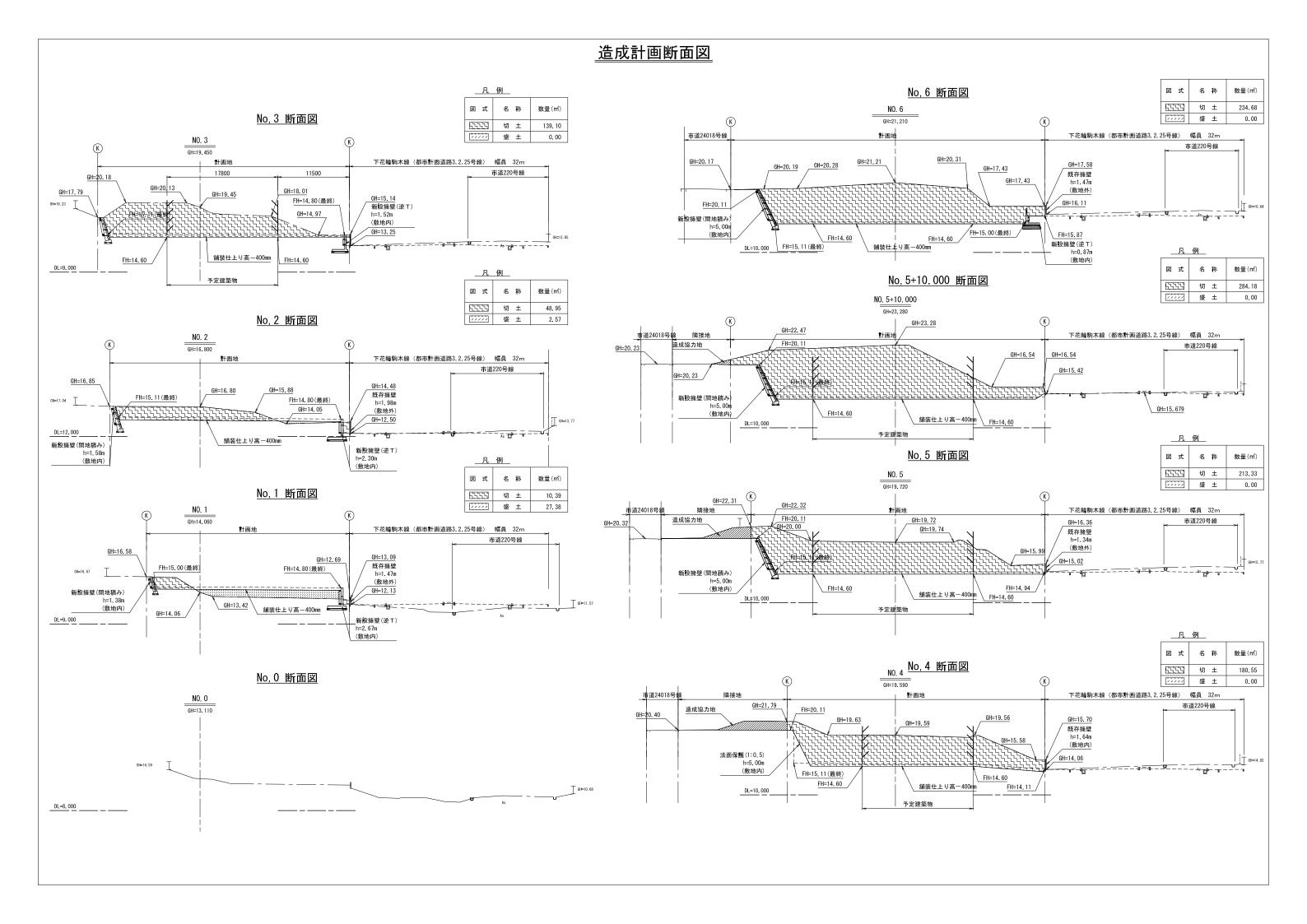
						美	石	栓	企	衣			
会		社		名	株式会	社イズ	•						
代		表		者	代表取	締役 倉	持	和幸					
自	己	資	本	額	4 3 6	, 295	千円	(資本金額	1 20,	,000千	円)		
所		在		地	本	社	千葉	県流山市お	おたかの)森西三丁	目3番地6	D 3	
						年8月]							
								-3)第2		•			
許		-						土工工事業	、舗装工	[事業、造	園工事業、	解体工事業	
及	び		番	号		年8月]							
							」(般	-3)第2	8229) 号			
					管工事	·美 ————————————————————————————————————							
営	業		種	目	土木工	事、造園	工事	、舗装工事	、解体I	こ事、とび	・土工工事	F	
					区	分	官公	庁(千円)	民間	(千円)	合計	十 (千円)	
過	去 2	2 1	5 年	の	令和2	年6月期		267, 136		716, 123		983, 259	
平	均完	成	工事	高	令和3	年6月期	1	635,675		742,543		1,378,218	
					平	均		451,406		729, 333		1, 180, 739	
					工具	事 名	盛土	造成工事(H 2 8 -	-1)			
					発注者 流山市								
					工事金額 112,590,000円								
					工	工 期 平成28年8月10日から平成30年2月28日まで							
					受注形態 元請								
					2 3.								
					工具	事 名	駒木	第2汚水枝	線工事	(T0-2)	01)		
					発泡	発注者 流山市上下水道局							
	L - >	,	/		工事	工事金額 95,148,000円							
過	去の主	な.	工事経	歴	工								
					受注	形態	元請						
					~ II	712 701) GH13						
					工具	事 名	第9	- 4 汚水枝	線工事	(E 2 – 9	41)		
					発剂	主者	流山市上下水道局						
					工事	金額	86	86,108,000円					
					工	期	令和	2年7月1	6日から	5令和3年	6月30日]まで	
					受注	形態	元請						
							•						
Щ.													

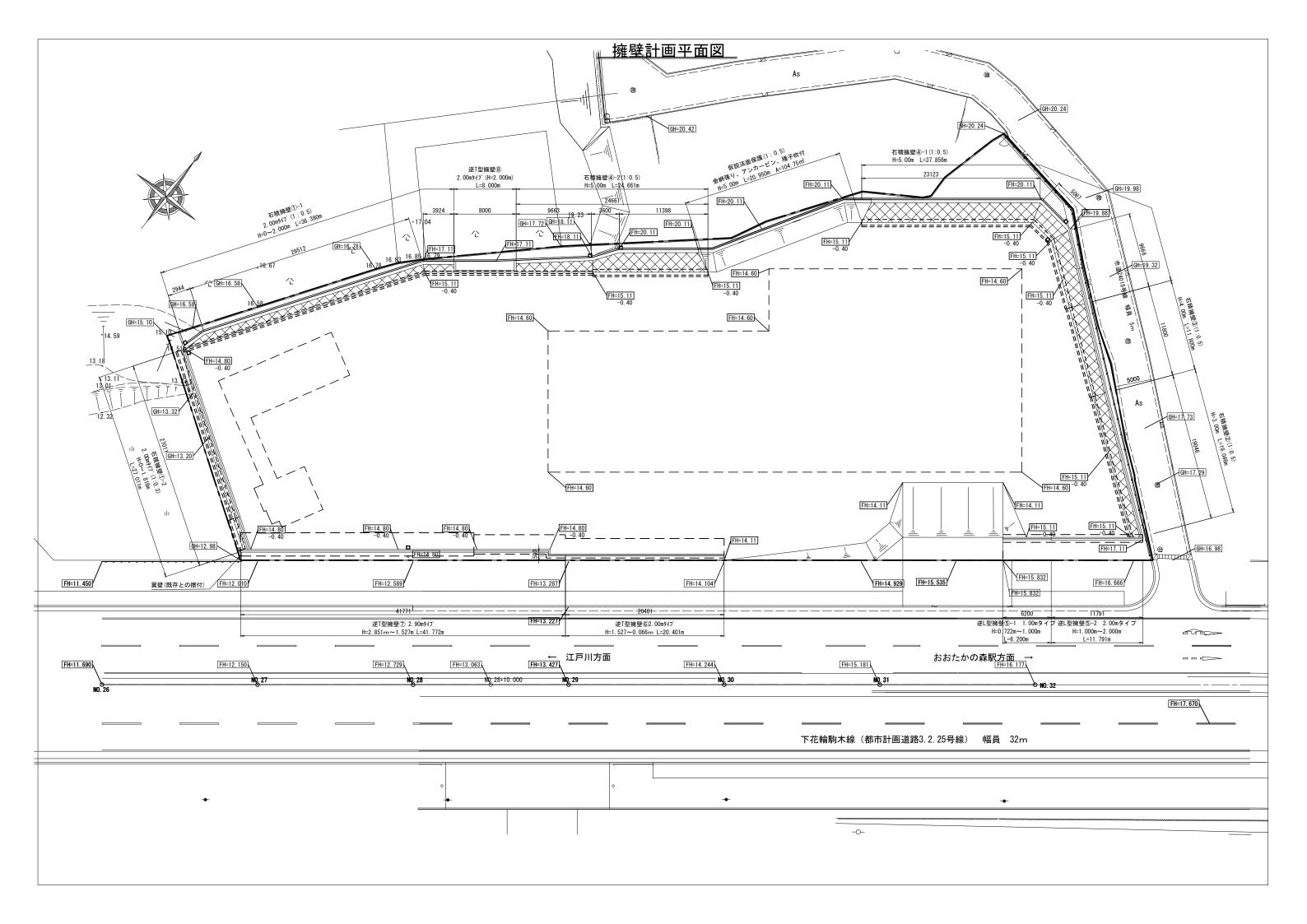
業 者 経 歴 表

						未	有					
会	ì	社		名	株式会社	社コウヨ	ウ					
代	ì	表		者	代表取約	締役 大	:藤 瑠介					
自	己	資	本	額	19,	880千	円 (資本金額	1,000千円)			
所	<u> </u>	在		地	本	社	千葉県流山市前	ケ崎388番地	1の1			
					令和34	年8月3	0 日					
許	: 可	年	月	日	千葉県第	印事許可	(般-3)第4	7312号				
及	いび	•	番	号	土木工	事業、と	び・土工工事業	、石工事業、鋼	構造物工事業、	舗装工事業、		
					しゆん	せつ工事	業、塗装工事業	、水道施設工事	業、解体工事業			
営	業		種	目	土木工	事、舗装	工事、とび・土	工工事				
					区	分	官公庁(千円)	民間(千円)	合計 (-	千円)		
逅	去 2	2 7	か年	0)	令和2年	年9月期	23, 110	120, 3	800	143, 410		
平	均完	成	工事	高	令和3年	年9月期	31,584	128, 8	338	160, 422		
					平	均	27, 347	124, 5	569	151,916		
					工事	名	道路築造工事(H28-2)				
					発 注	:者	流山市					
					工事会	工事金額 13,176,000円						
					エ	工 期 平成29年2月10日から同年6月30日まで						
					受注	形態	元請					
					, ,,,,,,							
					工事	名	公共運動公園周	辺地区整備工事	(91街区粗造	成)		
					発 注	:者	千葉県流山区画	整理事務所				
		,	/		工事会	金額	22,422,400円					
進	去の主	Eな.	工事科	歴	工	期	令和2年12月17日から令和3年3月25日まで					
					受注册		元請					
) (i=)	,,,,,,						
					工事	4	県単運動公園周辺地区整備工事(2号調整池付帯工事)					
					発 注	:者	千葉県流山区画整理事務所					
					工事会	金額	13, 101,	000円				
					エ	期	令和3年8月1		2月20日まで			
							元請					
					<u> </u>		~ → H14					









流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年6月2日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)等の一部改正に伴い、保育事業者等が作成、保存等を行うものや、保育所等と保護者との間の手続等に関係するもので、書面等によることが規定されているものについて、電磁的方法による対応も可能となるよう保育事業者等の運営基準を改めるためである。

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部改正)

第1条 流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年流山市条例第23号)の一部を次のように改正する。

目次中

「 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条)」 を

「 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条) 第4章 雑則(第53条) に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「この号」を「この号及び第4項第1号」 に改め、同条第4項第1号中「第24条第3項」の次に「(同法第 73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加 え、同条第5項中「行う者」を「行う施設」に改める。

本則に次の1章を加える。

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

- 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において「電磁的方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。
- (1)電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるものア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
- (2)磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法 により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって 調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供し

ようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの
- (2)ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等によ る同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書 面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以 下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等に よる同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第 4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又 は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1 号イ及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」 と、同項第1号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」 と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「交付 する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは 「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」と あるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提 供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供す る」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項 各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項 中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を 受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する 記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による 同意の取得」と読み替えるものとする。

(流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成26年流山市条例第24号)の一部を次のように改正す る。

目次中「第5章 事業所内保育事業(第43条—第49条)」を 「第5章 事業所内保育事業(第43条—第49条) 第6章 雑則(第50条) に改める。

第7条第1項中「第3号」を「以下この条」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第5項中「行う者」を「行う施設」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録)

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 37 号

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を 改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年6月2日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 平和台1丁目地区地区計画の都市計画決定に伴い、この地区 計画の地区整備計画区域について建築基準法(昭和25年法律 第201号)第68条の2第1項の規定により建築物の用途等 の制限を定めるためである。 流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一 部を改正する条例

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 16年流山市条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

計画区域

平和台1丁目 | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された 地区地区整備 | 平和台1丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備 |計画が定められている区域

別表第2に次のように加える。

平	和	台	1	丁	目
地	区	地	区	整	備
計	画	区 打	或		

以下に掲げる建築物以外の建築物

- (1) 老人ホーム、保育所、福祉ホーム その他これらに類するもの
- (2)店舗(専ら性的好奇心をそそる写 真その他の物品の販売を行うものを 除く。)又は飲食店で、その用途に 供する部分の床面積の合計が 3. 000平方メートル以内のもの
- (3)病院
- (4) 老人福祉センター、児童厚生施設 その他これらに類するもの
- (5) ホテル又は旅館
- (6)事務所
- (7)前各号に掲げる建築物に附属する もの

別表第4に次のように加える。

平和台1丁目 地区地区整備 計画区域

5,000平方メートル

別表第5に次のように加える。

平和台1丁目 地区地区整備 計画区域

建築物の外壁又はこれに代わる柱の面 から前面道路の境界線までの距離は、1 号壁面線 (平和台1丁目地区地区整備計 画において1号壁面線として定められた壁面線をいう。)において、道路境界線から15メートル以上、2号壁面線(平和台1丁目地区地区整備計画において2号壁面線として定められた壁面線をいう。)において、道路境界線から3メートル以上とする。

別表第6に次のように加える。

平和台1丁目	3 1 メートル
地区地区整備	
計画区域	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 38 号

流山市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例の制 定について

流山市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙の とおり制定する。

令和4年6月2日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 千葉県がその区域内における自転車利用者等に対して自転車 損害賠償保険等への加入を義務付けたこと等を踏まえ、市内に おける自転車利用者等に対しても自転車損害賠償保険等への加 入を義務付けることにより、千葉県と本市における自転車の安 全利用に関する規律の整合性を図るためである。 流山市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例 流山市自転車の安全利用に関する条例(平成24年流山市条例第16 号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(10)自転車損害賠償保険等 自転車の交通事故により他人の生命又 は身体を害した場合において生じた損害を賠償するための保険又 は共済をいう。

第3条第5号中「自転車事故保険」を「自転車損害賠償保険等」に改める。

第4条第4項を削る。

第6条第3項中「自転車事故保険」を「自転車損害賠償保険等」に改める。

第8条第1項ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」 に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 自転車利用者等は、その利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者等以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

附則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

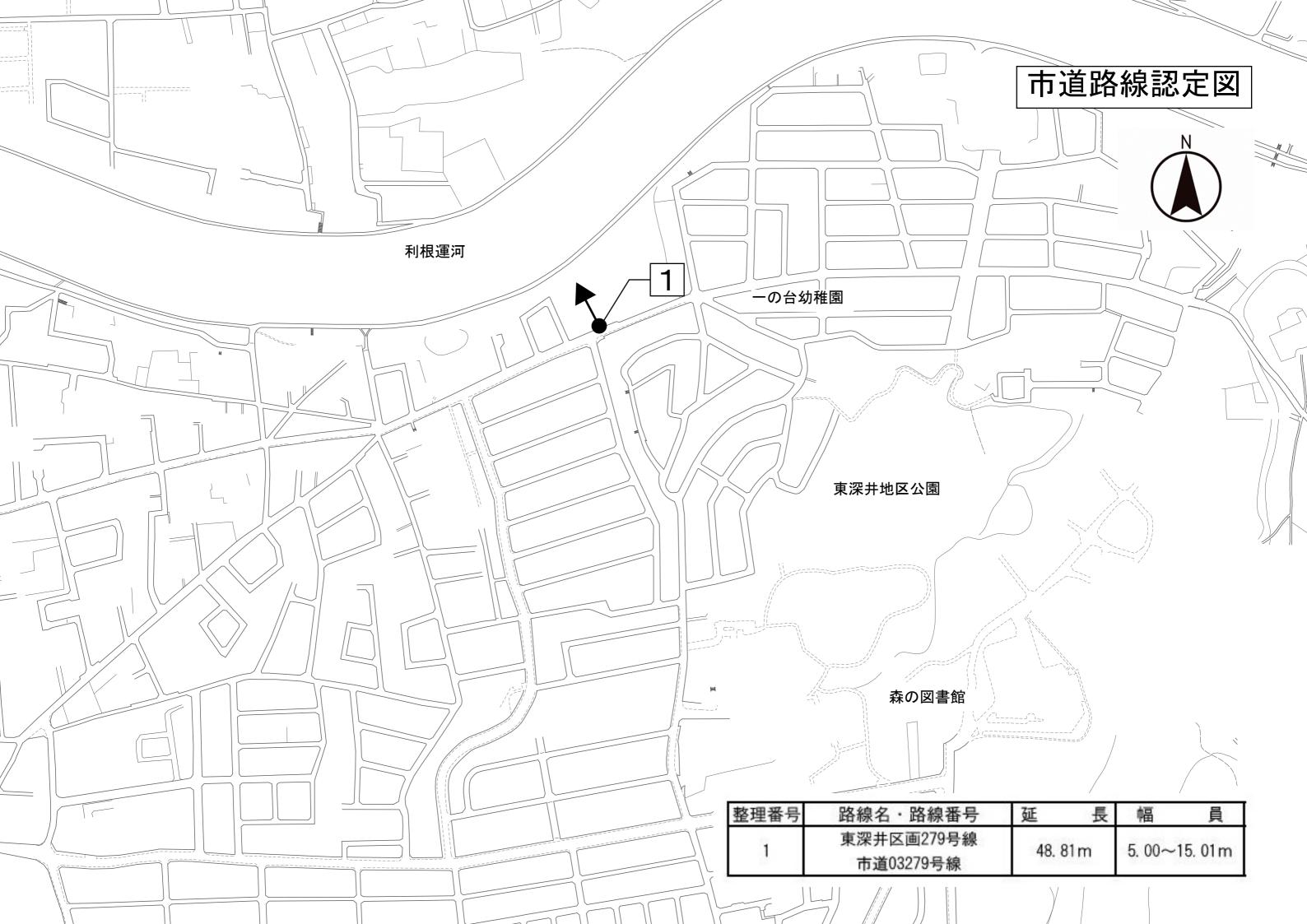
議案第 39 号

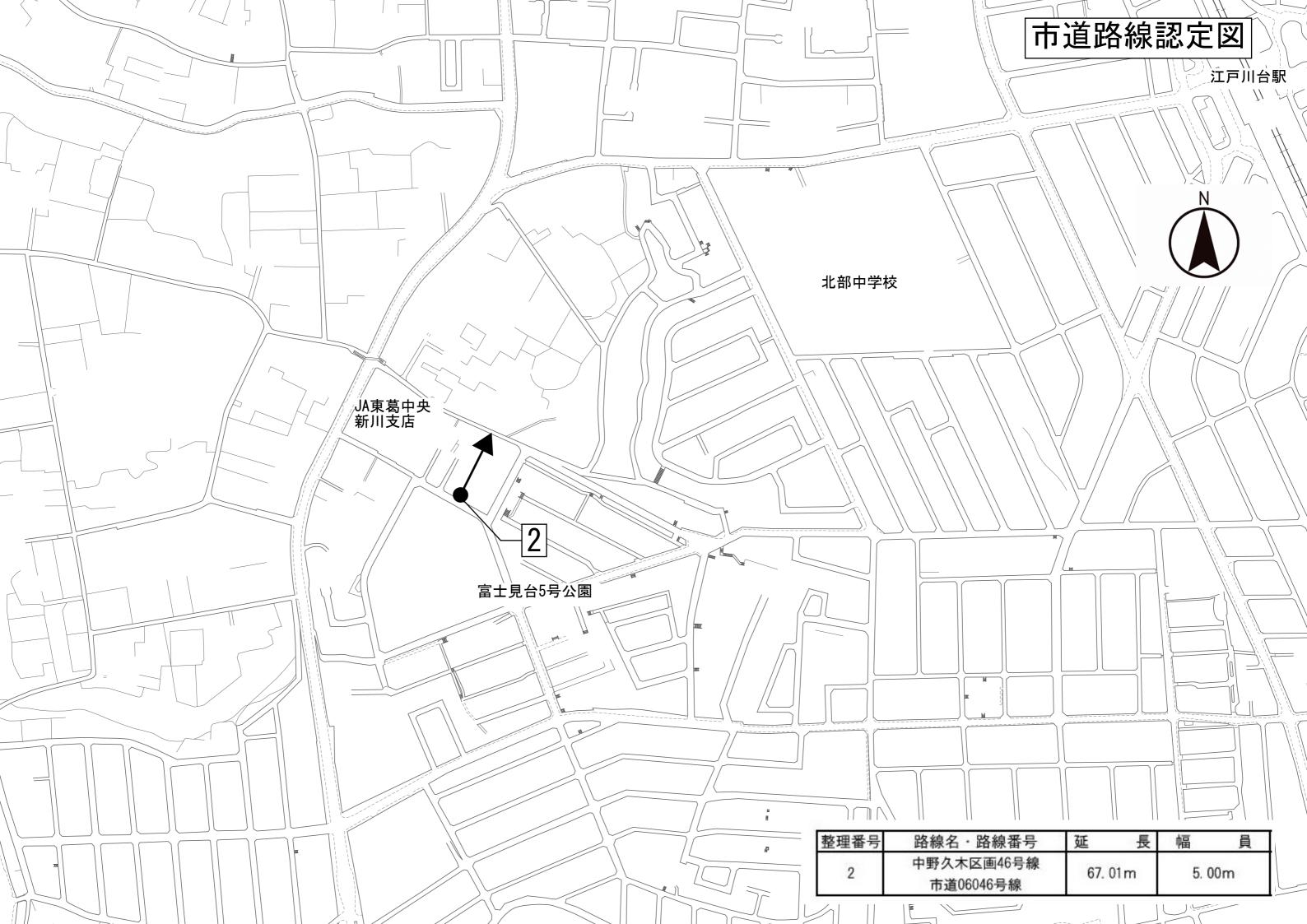
市道路線の認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により、別 紙路線を市道に認定するものとする。

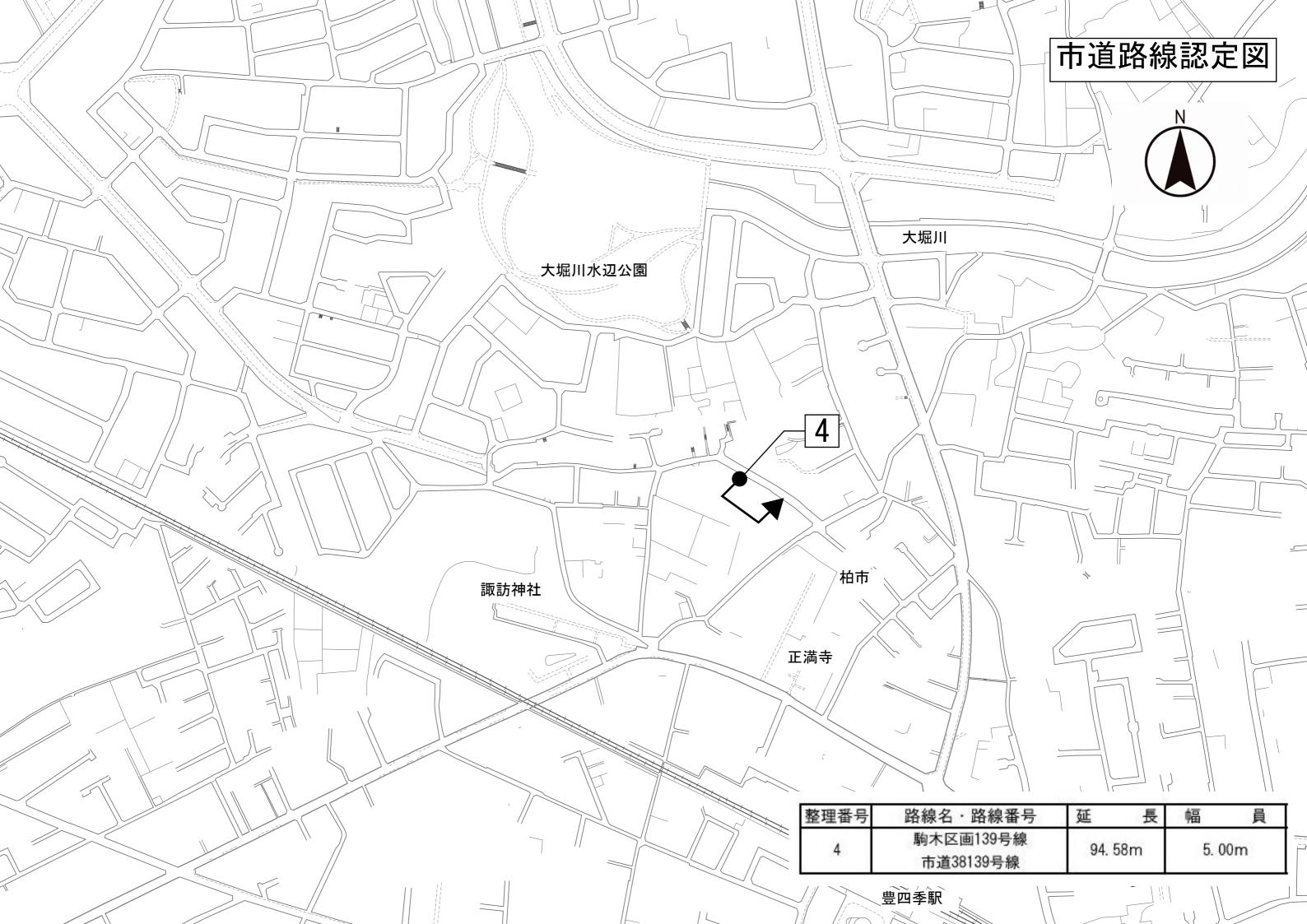
令和4年6月2日提出

整理番号	路線番号	路線名	起点終点	重要な 経過地
		+\#\L=\-\-\-\	東深井字一ノ台502番21	
1	03279	東深井区画279号線	同 所同 番15	
2	06046	中野久木区画46号線	中野久木字入谷津461番3	
	00040	平均久水区画 + 0 7 M	同 所462番2	
3	28062	西初石5丁目区画62号線	おおたかの森西四丁目175番44	
	20002		同 所同 番13	
4	38139	 駒木区画139号線	駒木1080番59	
		57/PEET 1 0 0 17 ///	同所同 番49	
5	49022	 流山8丁目区画22号線	流山8丁目1177番1	
	10022		流山7丁目1179番	
6	66117	西平井区画117号線	西平井一丁目27番7	
	00111		同 所同番16	
7	66118	西平井区画118号線	西平井字堂面544番4	
			同 所同 番15	
8	81126		鰭ケ崎字背戸谷1715番1	
		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	同 所同 番4	

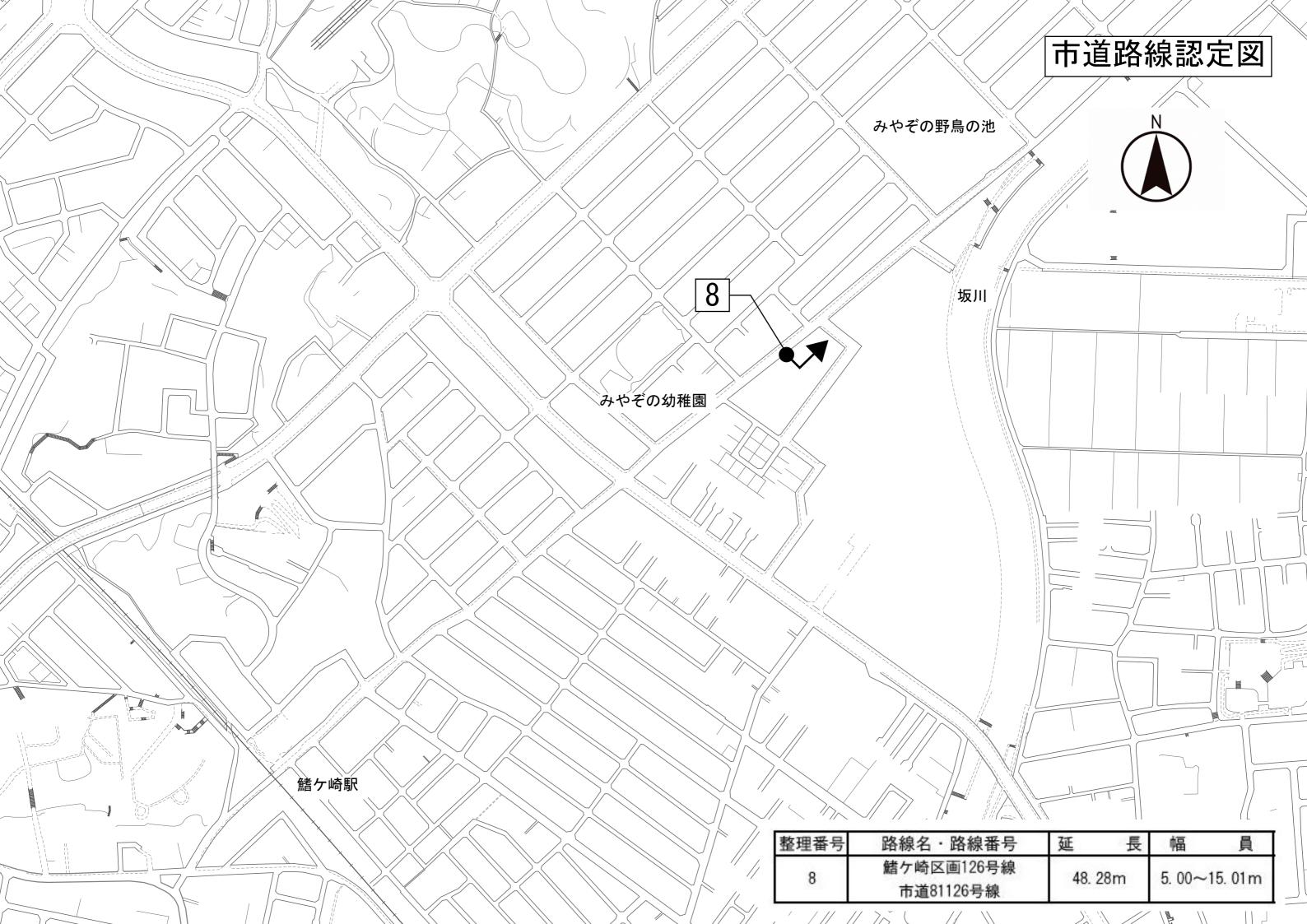












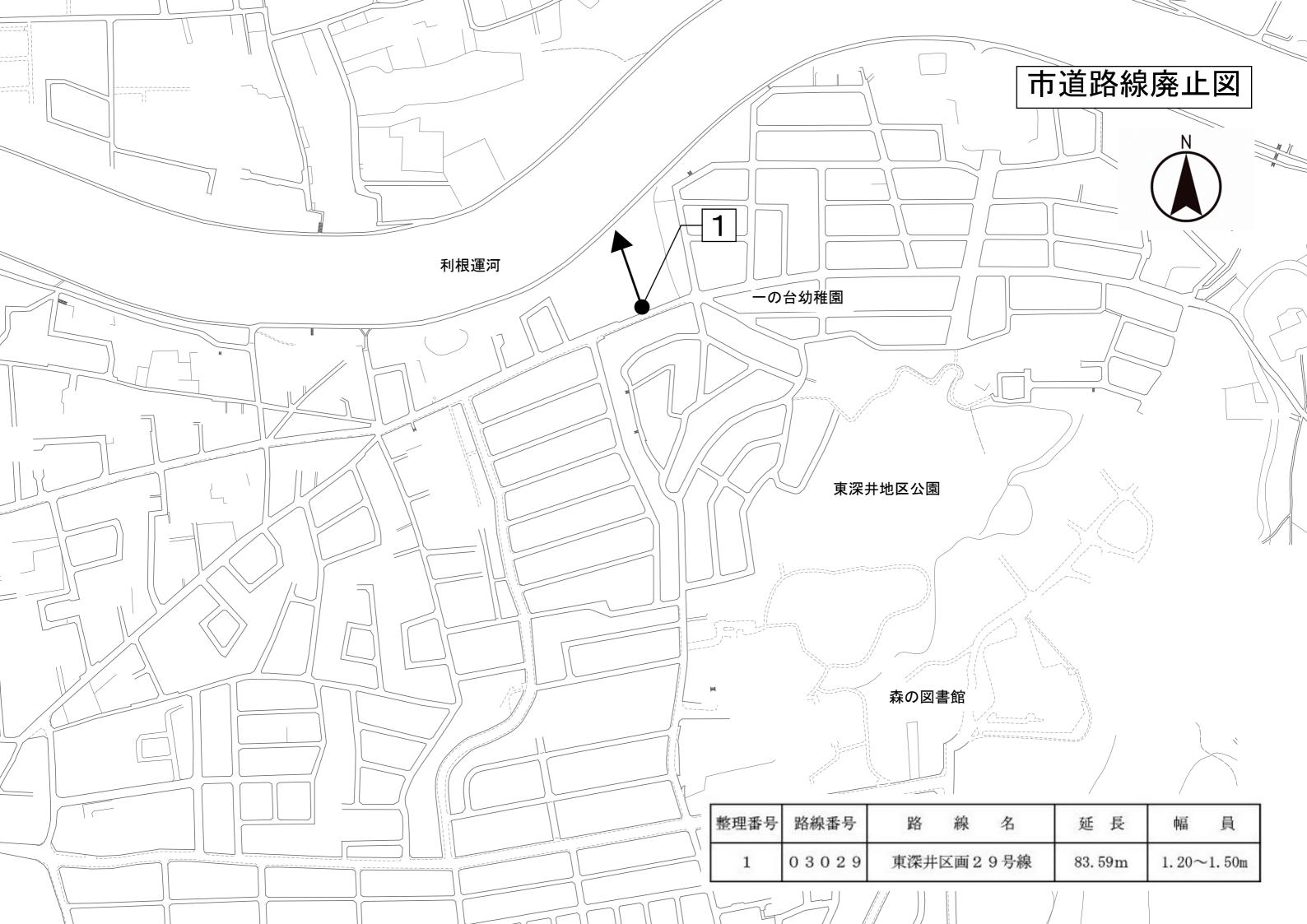
議案第 40 号

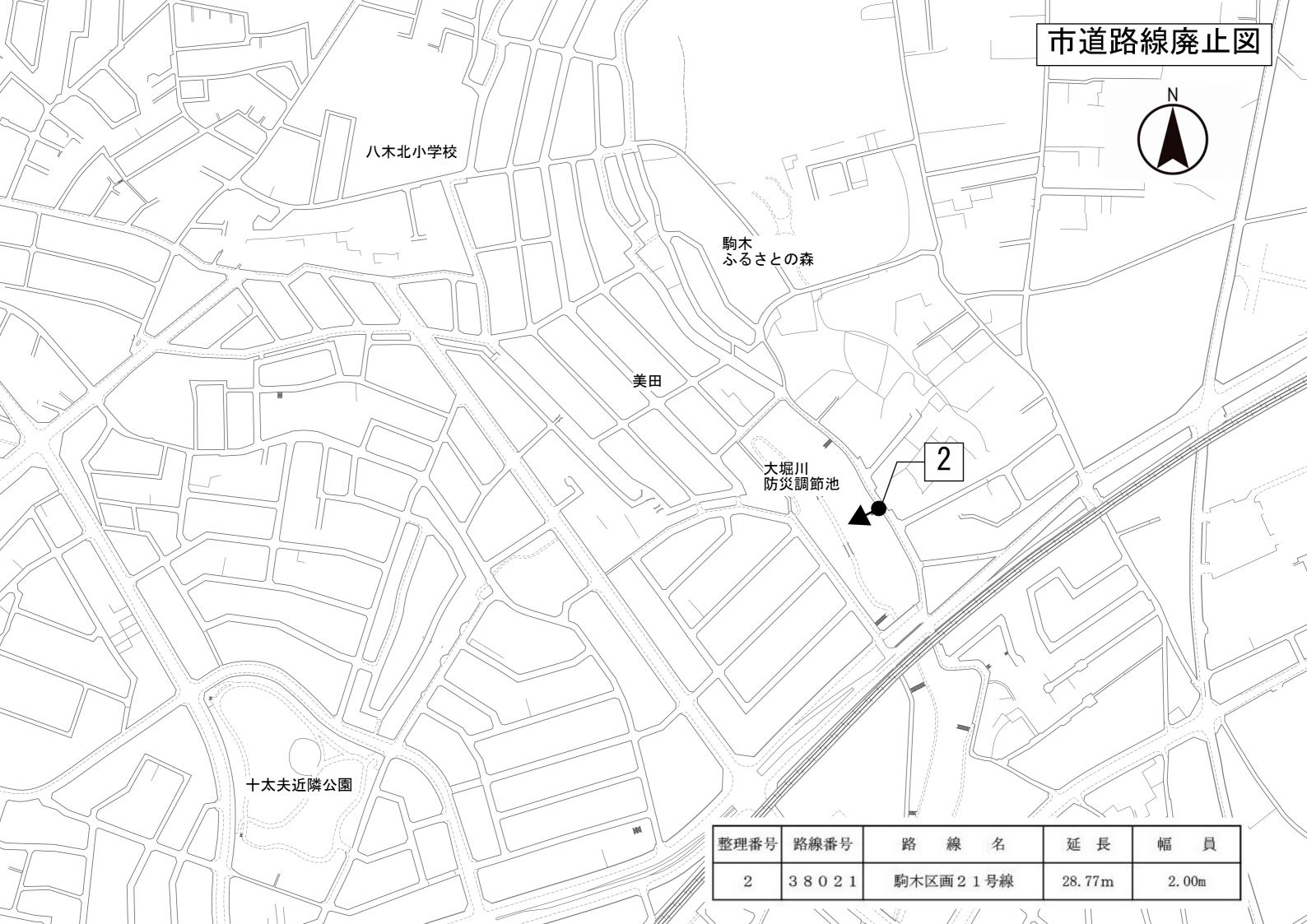
市道路線の廃止について

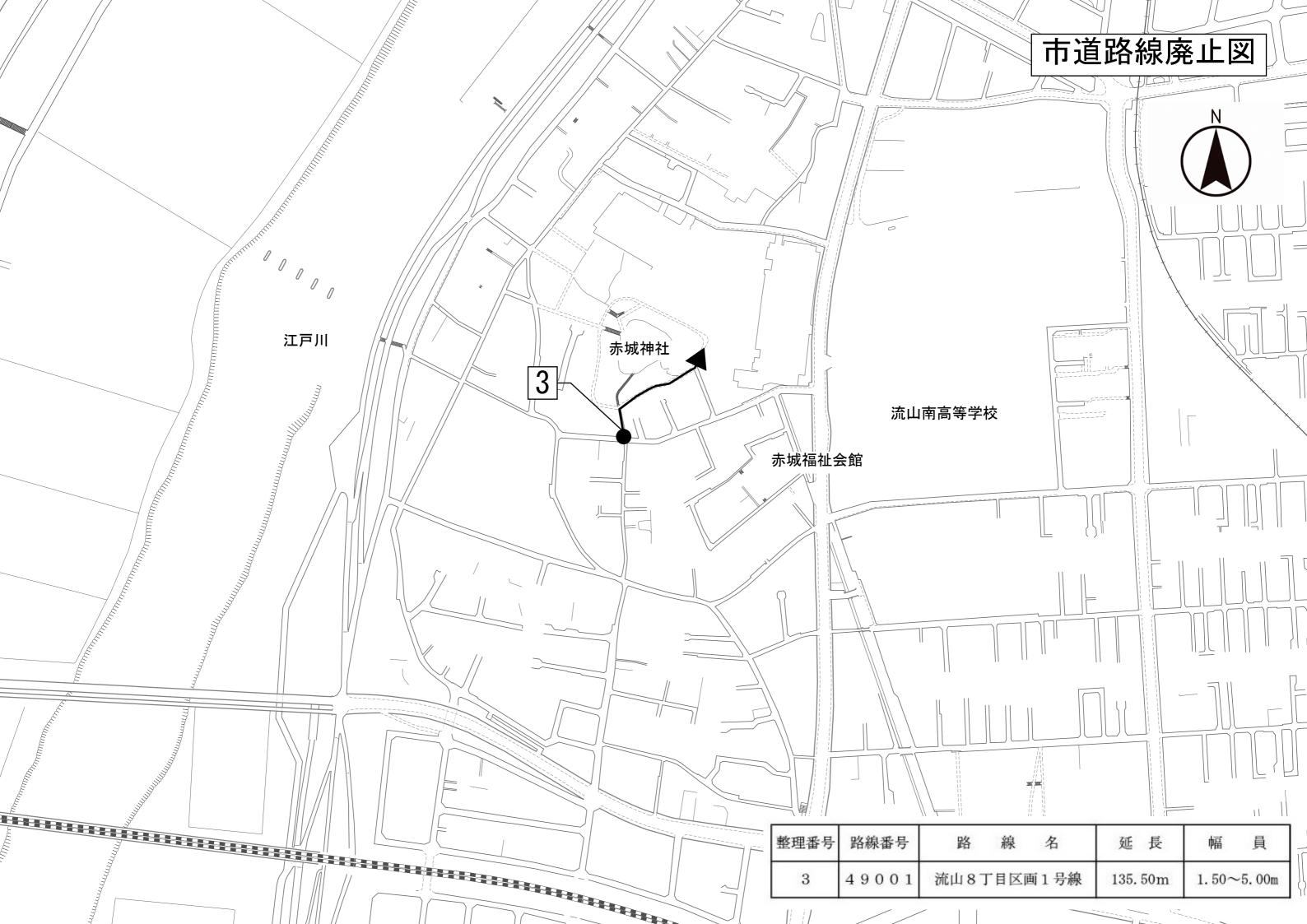
道路法(昭和27年法律第180号)第10条第3項の規定により、 別紙市道路線を廃止するものとする。

令和4年6月2日提出

整理番号	路線番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1 (02020	東深井区画29号線	東深井字大橋662番1	
	03029	来休弁 <u>区</u> 回 2 3 万脉	東深井字一ノ坪503番2	
2	38021	駒木区画 2 1 号線	駒木字上駒木403番1	
	30021	响小心四 2 1 夕 mx	同 所402番1	
3 4	49001	流山8丁目区画1号線	流山8丁目1177番1	
	43001		流山6丁目669番	







報告第 4 号

継続費繰越計算書について

令和3年度流山市一般会計継続費繰越計算書について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和4年6月2日報告

令和3年度流山市一般会計継続費繰越計算書

_					1	# 6		ľ								
						令 和 3 年	度継続費				777 L	左の	財	源		訳
番号		款	項	事 業 名	継 続 費 の 総 額	予算計上額	前年度逓次繰越額	計	支出済額及び 支 出 見 込 額	残 額	翌年度逓次繰越額	繰 越 金		定則	†	源
					1,10.	7 异 訂 工 谼	繰 越 額	ΠĪ	7 T 70 C M		7. 11/1 /C 12/	深	国県支出金	地 方 債	その	他
					円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
1	3	民生費	2 児童福祉費	児童館・児童センター整備事業 (建設工事・工事監理業務委 託)	618,000,000	412,000,000	59,072,000	471,072,000	58, 973, 600	412, 098, 400	412,098,400	77, 598, 400	国庫支出金 92,700,000	市債 241,800,000		
2	4	衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルス感染症対策 事業(健康増進課 ワクチン接 種分)(常設集団接種会場運営 業務委託)	507, 915, 000	126, 979, 000		126, 979, 000	85, 797, 778	41, 181, 222	41, 181, 222		国庫支出金 41,181,222			
3	7	商工費	1 商工費	利根運河地区ツーリズム環境整 備事業(旧割烹新川屋本館及び 旧蔵整備工事耐震設計等業務委 託)	15,000,000	3,000,000		3,000,000	2, 207, 700	792,300	792, 300	792,300				
4	8	土木費	₂ 道路橋りょ う費	名都借跨線橋道路拡幅改良事業	2, 216, 593, 000	473, 822, 000	307,715,000	781,537,000	366, 758, 787	414, 778, 213	414, 778, 213	28, 686, 213	国庫支出金 128,792,000	市債 257,300,000		
5			4 都市計画費	生産緑地に関する図書作成事業	10,000,000	3,500,000	941,000	4,441,000	1,584,000	2, 857, 000	2,857,000	2,857,000				
6				都市計画見直し事業	25,000,000	3,000,000	3,457,000	6,457,000	2, 475, 000	3, 982, 000	3, 982, 000	3,982,000				
7	9	消防費	1 消防費	中央消防署移転事業	195,000,000	66,000,000	1,108,300	67, 108, 300	53, 798, 800	13, 309, 500	13, 309, 500	13,309,500				
8	10	教育費	2 小学校費	新設小学校(おおたかの森地区)建設事業(設計業務委託)	199, 980, 000	99, 990, 000	26,696,000	126,686,000	59, 996, 000	66,690,000	66,690,000	16,690,000		市債 50,000,000		
9			3 中学校費	南流山中学校移転事業(設計業務委託)	200, 343, 000	154, 144, 000	6,952,000	161,096,000	49,077,000	112,019,000	112,019,000	43,419,000		市債 68,600,000		
10	١		5 社会教育費	南流山地域図書館整備事業(建 設工事·工事監理業務委託)	962, 200, 000	625, 040, 000	88,608,000	713,648,000	88, 460, 400	625, 187, 600	625, 187, 600	156, 387, 600		市債 468,800,000		
11				南流山地域図書館整備事業(備品購入)	6,271,000	507,000		507,000		507,000	507,000	507,000				
			合	計	4, 956, 302, 000	1, 967, 982, 000	494, 549, 300	2, 462, 531, 300	769, 129, 065	1, 693, 402, 235	1,693,402,235	344, 229, 013	262, 673, 222	1,086,500,000		

繰越明許費繰越計算書について

令和3年度流山市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治 法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、 別紙のとおり報告する。

令和4年6月2日報告

令和3年度流山市一般会計繰越明許費繰越計算書

				T具深巡司异	Ħ			
番	+4-			A 400	羽 左 嵌	左の財	源	内 訳
号	款	項	事 業 名	金 額	翌 年 度 繰 越 額	既 収 入 未 収 入 特 定 財 源 国 県 支 出 金	特 定 財 源	一
H				円	円			
1	2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍事務管理事業	528,000	528,000			528,000
2	3 民生費	1 社会福祉費	新型コロナウイルス感染症対策事業(社会福祉課 臨時特別給付金分)(国の追加 補正分)	1,720,097,000	136, 950, 849	国庫支出金		3-3, 300
3		2 児童福祉費	新型コロナウイルス感染症対策事業 (子ども家庭課 児童措置分)	44, 109, 000	40, 100, 768	国庫支出金		
4			児童館・児童センター整備事業	22, 256, 000	22, 256, 000	国庫支出金 5,000,000	市債	3,556,000
5	4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルス感染症対策事業(健康増進課 ワクチン接種分)	756, 271, 000		国庫支出金		
6	6 農林水 産業費	1 農業費	農業行政事務管理事業	80,000	62,000	県支出金 62,000	1	
7	7 商工費	1 商工費	流山本町・利根運河ツーリズム推進事業	3,570,000	3,500,000			3,500,000
8	8 土木費	1 土木管理費	宅地耐震化推進事業	5, 544, 000	5,544,000	国庫支出金 2,772,000	1	2,772,000
9		2 道路橋りょう費	名都借跨線橋道路拡幅改良事業	3, 920, 000	3,711,000		市債 3,300,000	
10			名都借跨線橋道路拡幅改良事業(国の追加補正分)	5,800,000	5,800,000	国庫支出金 2,871,000	市債 2,300,000	629,000
11			区画道路改良事業(国の追加補正分)	2,900,000	2,900,000		市債 1,100,000	370,000
12			橋りょう補修事業	11,700,000	11,700,000	国庫支出金 4,290,000	7,400,000	10,000
13		4 都市計画費	地域公共交通網形成事業	5, 132, 660	5, 132, 660			5, 132, 660
14			初石駅施設整備事業	176, 947, 000	176,947,000		^{市債等} 35, 271, 000	14, 576, 000
15			江戸川台駅東口周辺地区再整備事業	27, 170, 000	27, 170, 000	国庫支出金 11,000,000	1	16, 170, 000
16			運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理負担事業	63,694,000	10, 474, 334		^{市債} 7,800,000	2, 674, 334
17			木地区一体型特定土地区画整理事業	44, 020, 000	13,710,008		^{市債} 10,200,000	3,510,008
18			都市計画道路3・4・9号南流山名都借線道路改良事業(国の追加補正分)	11,800,000	11,800,000	国庫支出金 5,830,000	^{市債} 4,700,000	1,270,000
19			都市計画道路3・4・19号大畔美田線道路改良事業(国の追加補正分)	5, 236, 000	5, 236, 000	国庫支出金 2,530,000	市債 2,000,000	706,000
20			都市計画道路3・2・25号下花輪駒木線道路改良事業	38, 900, 000	34, 206, 370		市債 30,700,000	3,506,370
21			新たな賑わい空間創出事業	178, 235, 000	162,833,000	国庫支出金 56,520,000	78,500,000	27, 813, 000
22		5 住宅費	空き家対策事業	7,000,000	7,000,000			7,000,000
23	9 消防費	1 消防費	ハザードマップ作成事業	6,314,000	6,314,000			6,314,000
24	10 教育費	1 教育総務費	ICT学習空間整備事業	275, 000, 000	275,000,000	国庫支出金 6,525,000	15,400,000	253, 075, 000
25		2 小学校費	小学校校舎等改修事業(国の追加補正分)	78, 898, 000	78,898,000		60,800,000	4,540,000
26		3 中学校費	中学校校舎等改修事業	8, 360, 000	8,360,000	国庫支出金 4,221,000	3,700,000	439,000
27		5 社会教育費	(仮称)南流山地域図書館整備事業	33, 383, 000	33, 383, 000		市債 24,900,000	8, 483, 000
28		6 保健体育費	給食室等改修事業	67, 376, 000	67,376,000		^{市債} 50,500,000	16,876,000
29			給食室等改修事業(国の追加補正分)	99, 868, 000	99, 868, 000	国庫支出金 23,737,000		
			· 금 : 計	3, 704, 108, 660	1, 448, 916, 727			384, 892, 372

事故繰越し繰越計算書について

令和3年度流山市一般会計事故繰越し繰越計算書について、地方自治 法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定において 準用する同令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和4年6月2日報告

令和3年度流山市一般会計事故繰越し繰越計算書

							I I H O I I D		/X		—			
						左 の	内 訳			左 0.	財	源	内訴	
番号	赤	款	項	事 業 名	支 出 負 担 行 為 額	支 出 済 額	支出未済額	支出負担行 為 予 定 額	翌 年 度 繰 越 額	既 収 入特 定 財 源	未収入	1	原 一般財源	説明
											支 出 金	その1	也	
1	10 教	育費	2 小学校 費	八木北小学校校舎等建設事業	187,712,800			円	30,360,000	P.	F	I I	30, 360, 000	八木北小学校の屋内運動場増築を行うに当たり、擁壁改修工 事の入札が不調となり、再入札の準備に時間を要したことか ら、年度内の事業完了が困難となった。令和4年5月に完了 した。
2				おおたかの森子ども図書館維 持管理事業	874, 500		874,500		874,500				874,500	おおたかの森子ども図書館の自動ドア破損に伴う修繕を行う に当たり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、強 化ガラス部分の製作納品に遅れが生じたことから、年度内の 事業完了が困難となった。令和4年5月に完了した。
3			6 保健体育費	体育施設改修・整備事業	880, 220	60,500	819,720		819,720				819,720	市民総合体育館(キッコーマン アリーナ)のメインアリーナ及びサブアリーナの傷んだ床部分の修繕を行うに当たり、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い当該施設を臨時医療施設として開設したことから、年度内の事業完了が困難となった。令和4年9月末完了予定
4				給食室等改修事業	469,010,700	215, 660, 700	253, 350, 000		253, 350, 000		国庫支出金 25, 252, 000	^{市債} 224, 200, 00	3,898,000	長崎小学校調理場の建替工事を行うに当たり、当該工事の入札を実施したところ2度にわたり入札辞退による不調となったことから、工事着工が遅れ年度内の事業完了が困難となった。令和4年12月25日完了予定
					658, 478, 220	373, 074, 000	285, 404, 220		285, 404, 220		25, 252, 000	224, 200, 00	0 35, 952, 220	

繰越明許費繰越計算書について

令和3年度流山市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和4年6月2日報告

令和3年度流山市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

				KARS TIX/IIII III						左		の		ļ	材		源			内		訳
番号	款	項	事業業	名	金	額	翌繰	年 越	度額	既	ПΔ	入	未	収	入	特	定	財	源			.=
5							綵	<u> </u>	計	特	収 定 財	源	国	県 支	出	金そ		の	他	— 舟	財	源
						円			円	60.0	14814	円				円			円			円
1	2 土地区 画整理 事業費	1 西平井・ 鰭ケ崎地 区土地区 画整理事 業費	土地区画整理事業 (家屋等調査業務委託	E)		2,937,000		1,390,0	00	一般会	1,390,	000										
2		2 鰭ケ崎・ 思井地区 土地区画 整理事業 費	土地区画整理事業 (損失補償(電柱移設	段)等)		3,591,000		3,590,5	59	一般会	3,590,	559										
			合 計			6,528,000		4,980,5	59		4,980,	559										

報告第 8 号

繰越計算書について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により、令和3年度流山市水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について上下水道事業管理者から報告があったので、別紙のとおり報告する。

令和4年6月2日報告

令和3年度流山市水道事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

 地方公営 	企業法第26	6条第 1 項 <i>0</i>)規定(こよる建設	设改良費	の繰越	組																
款	項	事	業	名	予計	算 上 額	支 払 発 生	義 務 : 額	務 翌 頼 繰	年 月越 名	建 損留	<u>左</u> 員 益 勘 留 保 資	定金	<u>財</u> 企 業	<u>源</u> 〔	工負			不月	用 額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産の 購入限度額	説	明
] 資本的支出	1 建設改良費	井戸施設設置	置工事	(その2)	163,	円 212,000		Ε.		P 3,212,00		163, 212,	円 000		F	3		円		円	F.	本工事は、条件を満たす入札参加業者が 入札を行う必要が生じた。契約が当初予 より、年度内の完成が困難となったため	定より大幅に遅れたことに
		江戸川台主要 (R3-1工区)	更配水管	管改良工事	95,	550,000			9	5,550,00	0	95, 550	000									既設埋設管が集中しており、配管計画に 度内完成が困難となったため	時間を要したことから、年
		下花輪駒木線 (R3-1工区)	泉配水管	曾改良工事	17,	898,000			1	7,898,00	0	17,898	000									千葉県柏土木事務所発注による道路整備 り、年度内完成が困難となったため	に伴う造成工事の遅延によ
		西平井3丁目 工事	ほか	記水管改良	91,	852,000			9	1,852,00	0	91,852	000									流鉄(株)軌道下での充填工に伴う協議 難となったため	が難航し、年度内完成が困
		おおたかの森 水管改良工事			44,	748,000			4	4,748,00	0	44, 748	000									配水管材料の出荷停止に伴い、工事が- 内完成が困難となったため	時中断したことより、年度
		駒木配水管改区)	坟良工 ₹	事(R3-1工	47,	190,000			4	7,190,00	0	47, 190	000									先行工事である下水道工事の遅延により たため	、年度内着手が困難となっ
		向小金3丁目 (R3-1工区)	目配水管	曾改良工事	32,	076,000			3	2,076,00	0	32,076	000									先行工事である下水道工事の遅延により たため	、年度内完成が困難となっ
		長崎1丁目酢 (R3-1工区)	己水管ご		44,	022,000			4	4,022,00	0	44, 022	000									先行工事である下水道工事の遅延により たため	、年度内完成が困難となっ
		おおたかの森 改良工事(R			72,	644,000			7	2,644,00	0	72,644	000									先行工事である下水道工事の遅延により たため	、年度内着手が困難となっ
		東深井配水管1)	含改良	工事(その	16,	619,000			1	6,619,00	0	16,619	000									先行工事である下水道工事の遅延により たため	、年度内完成が困難となっ
		三輪野山5丁旧工事	目ほれ	か舗装本復	12,	980,000			1	2,980,00	0	12, 980	000									千葉県東葛飾土木事務所発注による道路 により、迂回路の確保ができないことか なったため	ら、年度内着手が困難と
		東深井舗装本	復旧	工事	25,	080,000			2	5,080,00	0	25, 080	000									先行工事である東深井配水管改良工事(F 度内完成が困難となったため	3-1工区) の遅延により、4
		江戸川台東3 復旧工事	3丁目(まか舗装本	8,	623,000				8,623,00	0	8, 623	000									先行工事である江戸川台主要配水管改良 より、年度内着手が困難となったため	工事 (R3-1工区) の遅延に
		水管橋施設簡 管改良工事実			11,	660,000			1	1,660,00	0	11,660	000									千葉県東葛飾土木事務所管轄である県道 航し、年度内完了が困難となったため	白井流山線の占用協議が難
		加2丁目ほか 工事(R3-1コ		記水管改良	61,	289,000			6	1,289,00	0	35, 439	000				25,850	,000				千葉県東葛飾土木事務所管轄である主要 議が難航し、年度内完成が困難となった	
	球型佣争未 費	運動公園周辺 工事(R3-2コ		記水管拡張	44,	935,000			4	4,935,00	0						44, 935	,000				区画整理事業者である千葉県発注の造成 年度内完成が困難となったため	工事が遅延したことより、
		運動公園周辺 工事(R3-3コ		記水管拡張	16,	665,000			1	6,665,00	0						16,665	,000				区画整理事業者である千葉県発注の造成 年度内完成が困難となったため	工事が遅延したことより、
		運動公園周辺 工事(R3-4コ	D地区四	記水管拡張	36,	965,000			3	6,965,00	0	11,965	000				25,000	,000				区画整理事業者である千葉県発注の造成 年度内完成が困難となったため	工事が遅延したことより、
	合		計		844,	008,000			84	4,008,00	0	731, 558	000			1	112,450	,000					

2 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

	3 IL X 14 14 1	日末労る場合			くり、中まる子を	DR.								
款	項	事	業名	当言	予 算 十 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度繰 越 額	左 の 損益勘定留保資金	<u>財源</u> 企業債	内 工 負 担	事不用金	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産の 購入限度額	説	明
1 水道事業 費用	1 営業費用	流山市上下水配線移設等業		換機	円 396,550	P	円 396,550	円 396,550	F		円		水道局内電話回線構成図の変更が急間を要し、年度内での完了が困難と	
		西平井浄水場 装置修繕	易小形無停電	電源	1,848,000		1,848,000	1,848,000					新型コロナウィルス感染症拡大の景れており、当初の履行期間内でのデ	
		西平井浄水場 ほか修繕	易2号配水ポン 3−2円配水ポン	ンプ	7,700,000		7,700,000	7,700,000					新型コロナウィルス感染症拡大の 品の納入が遅れており、当初の履行 ため	
	合		計		9, 944, 550		9, 944, 550	9,944,550						

報告第 9 号

繰越計算書について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により、令和3年度流山市下水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について上下水道事業管理者から報告があったので、別紙のとおり報告する。

令和4年6月2日報告

令和3年度流山市下水道事業会計予算繰越計算書

1 地方公堂企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

1 地方公園	企業伝第 2 0	条第1項の規定に	よる建設の	(及質の					左	<u></u>	財 源	内	尺			翌年度繰越	
款	項	事業	名	予計	算 上 額	支払義務発生額	翌繰	年 度越 額	損益勘定留保資金	企業債	国 庫補助金	工 事 負 担 金	繰越資	工事金	不 用	額に係る線 越を要する たな卸資産の 購入限度都	別 説明
1 資本的支出	1 建設改良費	野田第5汚水枝線工	事(E3-502)		円 22,690,000	円		円 22,690,000	円 3,790,000	円 9,450,000	円 9,450,000	円		円		FI P	引 電気機器等の資材調達に時間を要していること から、年度内完了が困難となったため
		第4汚水枝線工事(E	3-401)		7,900,000			7,900,000	10,000	3, 945, 000	3,945,000						地権者との協議に時間を要し、未発注となって いるため
		第7-4汚水枝線工事	(E3-741)		94,710,000			94,710,000	6,610,000	44,050,000	44,050,000						埋設管が集中しており設計の再検討に時間を要 したことから、年度内完了が困難となったため
		第7-4汚水枝線工事	(E3-745)		56, 904, 000			56, 904, 000	19, 204, 000	18,850,000	18,850,000						近接工事との工程調整に時間を要したことか ら、年度内完了が困難となったため
		第7-4汚水枝線工事	(E3-746)		53, 362, 000			53, 362, 000	33, 112, 000		20, 250, 000						近接工事が遅延したことから、年度内完了が困 難となったため
		第7-4汚水枝線工事	(E3-74A)		13, 200, 000			13, 200, 000		6,600,000	6,600,000						先行工事が遅延していることから、未発注と なっているため
		第7-4汚水枝線工事	(E3-74B)		14,649,000			14,649,000	5,649,000	4,500,000	4,500,000						先行工事が遅延したことから、年度内完了が困 難となったため
		第7-4汚水枝線工事	(E3-74C)		19, 200, 000			19, 200, 000	9,200,000	5,000,000	5,000,000						先行工事が遅延していることから、未発注と なっているため
		第7-6汚水枝線工事	(E3-761)		80,000,000			80,000,000	24,700,000	15, 300, 000	40,000,000						千葉県との流域管接続協議に時間を要し、未発 注となっているため
		第7-6汚水枝線工事	(E3-762)		47, 400, 000			47, 400, 000	23,700,000		23, 700, 000						千葉県との流域管接続協議に時間を要し、未発 注となっているため
		第9-4汚水枝線工事	(E3-941)		95,800,000			95, 800, 000	44,500,000	25,650,000	25,650,000						埋設管が集中しており設計の再検討に時間を要 したことから、年度内完了が困難となったため
		流山第2汚水枝線工	事(T3-201)		66,650,000			66,650,000	15, 950, 000	25, 350, 000	25, 350, 000						先行するガス管移設工事が遅延し着工が遅れた ことから、年度内完了が困難となったため
		流山第3汚水枝線工	事(T3-301)		57, 190, 000			57, 190, 000	13, 990, 000	21,600,000	21,600,000						県道占用の協議に時間を要し着工が遅れたこと から、年度内完了が困難となったため
		駒木第3汚水枝線工	事(T3-301)		76,495,000			76, 495, 000	18, 795, 000	28, 850, 000	28,850,000						隣接する既設埋設管の埋戻し材が山砂であることが判明し、崩落しないよう慎重に作業を進めていることから、年度内完了が困難となったため
		大畔雨水幹線工事			10,887,000			10,887,000	10,887,000								先行する千葉県の道路築造工事が遅延している ことから、年度内の着工が困難となったため
		南柏本州団地汚水管	曾改築工事		32, 043, 000			32, 043, 000	2,043,000	15,000,000	15,000,000						国の1次補正予算に伴い令和4年度事業を令和3 年度に前倒しで実施するものであり、年度内完 了が困難であるため
		第3-1舗装復旧工事	(ER3-311)		32, 240, 000			32, 240, 000	4,130,000	14, 055, 000	14, 055, 000						民間開発工事との工程調整に時間を要したこと から、年度内完了が困難となったため
		第7-4舗装復旧工事	(ER3-741)		23, 100, 000			23, 100, 000	3, 100, 000	10,000,000	10,000,000						先行する下水道工事が遅延したことから未発注 となり、年度内完了が困難となったため
		流山第2汚水枝線工 管移設補償	事ほかガス		11,000,000	7, 200, 000		3,800,000	3,800,000								枝線工事の繰越に伴い、年度内に事業を完了す ることが困難となったため
		流山市公共下水道事 務委託	事業変更業		14,410,000			6,578,000	6,578,000						7,832,0	00	当業務委託の成果物の製本に添付する、下水道 事業計画変更協議申出の了承文書について、県 からの取得に遅延が生じ、年度内完了が困難と なったため
	2 つくばエクス プレス沿線整 備事業費	運動公園周辺地区一位 区画整理事業に伴うな 業に関する業務委託	公共下水道事 (汚水)	1	136,000,000	45, 870, 000		90, 130, 000		5,000,000	5,000,000	80, 130, 000					区画整理事業施行者である千葉県発注の造成工 事が遅延したことから、年度内完了が困難と なったため
		運動公園周辺地区― 区画整理事業に伴う? 業に関する業務委託	公共下水道事	3	387,000,000	95,000,000	:	285, 360, 000	50,000	7,500,000	131,730,000	146,080,000			6,640,0	00	区画整理事業施行者である千葉県発注の造成工 事が遅延したことから、年度内完了が困難と なったため
	合	計		1,3	352,830,000	148,070,000	1,	190, 288, 000	249, 798, 000	260,700,000	453, 580, 000	226, 210, 000			14, 472, 0	00	

2 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事 業 名	予 算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	損 益 勘 定 留 保 資 金	左の企業債	財 源 国 庫 補 助 金	内 工 負担金	繰越工事資 金	不 用 額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産の 購入限度額	説明
1 資本的支出	1 建設改良費	向小金雨水幹線工事 (R2)	円 210,100,000	円	円 210, 100, 000	円 36,975,000	円	円 64, 150, 000	円 72,975,000	円 36,000,000	円		先行するガス管切廻し工事が遅延したことか ら、年度内に事業を完了することが困難となっ たため
		向小金雨水幹線工事 (R2) に 伴うガス管切廻し補償	50,000,000		50,000,000	50,000,000							千葉県の道路拡幅工事との工程調整に時間を要 したことから、年度内に事業を完了することが 困難となったため
	合	計	260, 100, 000		260, 100, 000	86,975,000		64, 150, 000	72, 975, 000	36,000,000			

報告第 10 号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月2日報告

流山市長 井 崎 義 治

報告理由 公用車の物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について(昭和54年流山市議会議決)の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

流山市長 井 崎 義 治

記

- 1 事 件 名 土木部道路管理課の職員が、公務のため公用車で走行していたところ、相手方が所有し、運転する車両とすれ違った際、当該車両の右のサイドミラーと接触し、当該サイドミラーを損傷させたことによる物損事故
- 2 発生年月日 令和3年12月22日
- 3 発 生 場 所 流山市芝崎400番地先
- 4 相 手 方 流山市在住者
- 5 解 決 方 法 和解による。
- 6 和解成立年月日 令和4年3月31日
- 7 和 解 の 要 旨 相 手 方 の 損 害 額 7 8 , 6 6 1 円 の う ち 2 3 , 5 9 8 円 を 市 が 負 担 す る 。
- 8 損害賠償額 23,598円

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について(昭和54年流山市議会議決)の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年4月22日

流山市長 井 崎 義 治

記

- 1 事 件 名 まちづくり推進部みどりの課の職員が、公務の ため訪問した家の駐車場から公用車(市が賃借 している自動車)で後進により出庫しようとし た際、左後方の電柱に当該車両左後方のバンパ 一及びウインカー部が接触したことによる当該 公用車の物損事故
- 2 発生年月日 令和4年1月24日
- 3 発 生 場 所 流山市東深井1113番地先
- 4 相 手 方 東京都港区西新橋一丁目3番1号 三菱HCキャピタルオートリース株式会社
- 5 解 決 方 法 和解による。
- 6 和解成立年月日 令和4年4月22日
- 7 和解の要旨 相手方の損害額の全額を市が負担する。
- 8 損 害 賠 償 額 339,746円

報告第 11 号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。 令和4年6月2日報告

流山市長 井 崎 義 治

報告理由 公用車の物損事故に係る和解について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について(昭和54年流山市議会議決)の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月14日

流山市長 井 崎 義 治

記

- 1 事 件 名 子ども家庭部子ども家庭課の職員が、公務のため公用車で丁字路の前の右折レーンを走行していたところ、右側の脇道から右折により出てきた相手方車両と接触したことによる当該公用車の物損事故
- 2 発生年月日 令和3年10月22日
- 3 発 生 場 所 流山市おおたかの森西三丁目6番9地先
- 4 相 手 方 流山市在住者
- 5 解 決 方 法 和解による。
- 6 和解成立年月日 令和4年3月14日
- 7 和 解 の 要 旨 市 の 損 害 額 2 0 4 , 6 0 0 円 の う ち 、 1 8 4 , 1 4 0 円を相手方が負担する。
- 8 和 解 金 額 184,140円

報告第 12 号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月2日報告

流山市長 井 崎 義 治

報告理由 市内小学校において、元講師の不適切な指導により、児童が 精神的障害の診断を受けた事件に係る和解及び損害賠償の額の 決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について(昭和54年流山市議会議決)の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月9日

流山市長 井 崎 義 治

記

- 1 事 件 名 市内小学校において、元講師が小学校1年生の 児童に対し、不適切な指導を行ったことにより、 当該児童が心的外傷後ストレス障害・身体表現 性障害の診断を受けた事件
- 2 発生年月日 平成29年11月6日
- 3 相 手 方 (1)流山市在住の児童1名及び親権者2名
 - (2)東京都練馬区豊玉北6丁目14番1号 川上ハイツ1階 練馬・市民と子ども法律事務所 弁護士 村中 貴之(代理人)
- 4 解 決 方 法 和解による。
- 5 和解成立年月日 令和4年3月9日
- 6 和 解 の 要 旨 損害賠償金として、1,000,00円を市 が支払う。
- 7 損害賠償額 1,000,00円